整備事業用地の取得について外30 件

○大沼 久議長 日程第1、議案第18号 運動公園整備事業用地の取得についてから、 日程第30、議案第12号 平成18年度長井市 水道事業会計予算までの以上30件を一括議 題といたします。

総務·文教常任委員会審査報告

○大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委 員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

〇安部 隆総務・文教常任委員長 おはよう ございます。

平成18年第1回市議会定例会において、 総務・文教常任委員会に付託になりました 議案10件について、審査いたしました経過 と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月 10日に開催し、委員全員出席のもと、当局 関係者の出席を求め審査をいたしておりま す。

それでは、初めに、議案第18号 運動公 園整備事業用地の取得について申し上げま す。

本案は、運動公園整備事業用地として、 長井市土地開発公社が取得していた土地を 購入するため、長井市議会の議決に付すべ き契約及び財産の取得または処分に関する 条例第3条の規定により提案されたもので あります。

審査にあたり、財政課長より、市からの

取得依頼に基づき、平成4年度に長井市土 地開発公社が運動公園整備事業用地として 取得していた土地を市が取得するもので、 取得する面積は、長井市九野本字大谷地 1089番外27筆の5万9,621平方メートルで、 取得予定価格は3億86万6,261円であるとの 説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、土地開発公社の経営健全化事業に取り組んできたが、これまで開発公社から再取得した件数と取得金額及び起債総額はどれくらいになるかとの質疑がなされ、財政課長からは、平成13年度から経営健全化事業に取り組んできたが、取得した件数は16件で、取得金額は22億2,389万5,797円であり、これに対する新発債の総額は22億2,330億円となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第19号 長井市まちづくり基 本条例の設定について申し上げます。

本案は、市民と市とが協働し、自立した活力あるまちの実現に向けて、長井市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市が一体となったまちづくりを推進するために基本的な原則を定めるため、提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長より、まちづくり基本条例の設定の目的や基本理念、市民と行政の役割、個別条例と基本条例の関係、最高規範と定めた考え方について説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、条例というよりは宣言的な感じがするが、宣言でなく条例として設定したのはどうしてかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、条例は地方自治体の最高の形式であり、議会で審議をいただくことから、市民を含めた全体の総意と言えるので、形式的にも

-156-

最高の形式で定めることができるし、市民と行政に強い印象、意識づけ、啓発もできると思っている。また、個別の条例を組み入れるとすれば、個人情報や情報公開等、市民の権利義務にかかわる部分もあるので、それを規定するのは条例であると整理したところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本条例は市が定める 最高規範としているが、個別条例を総くく りし、市民と市の基本的なルールをつくっ たものと理解してよいのかとの質疑がなさ れ、企画調整課長からは、基本的にはそう 思っている。本条例は、まちづくりの基本 的なルールを定めたものであり、他の条例 と相互に関係できるという意味合いを持っ ており、各個別の条例や行政運営にも相当 広範囲に当然影響を与えるものと思ってい るので、最高規範という考え方を持たせて いただいたとの答弁を受けたところであり ます。

また、委員からは、業務に支障のない情報かどうかの判断はだれがするのか。人によっては歯どめがきかなくなることも危惧されるので、範囲を要綱などで定めるなど何らかの形で明示する考えはないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、実施機関の責務となってくると思っている。要綱については、関係課と協議し、前向きに検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現行の条例や規則の中に、このまちづくり基本条例に適合しないものがないか、どのように精査をしたかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、相当数条例があるので、一つ一つ精査をしていないので、今後の課題とし、本条例の運用の仕方、基準も熟慮し、要綱をつくっ

ていきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、条例では、情報の積極的な提供に努めるとしているのに対し、解説では、業務に支障のないものであれば任意に情報を提供するとしているが、情報公開条例で言う公開のエリアを超えてしまうことはないのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、政策形成過程においても積極的に情報提供を推進していきたいという考えであり、情報公開条例の範囲を守りながら情報提供をしていくという意味であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、まちづくりコミュニティでつくった協定は尊重すると言っているが、ある条例とその協定が相交えなの質疑がなるのなどうなるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、確かに高した協定は尊重するといるが、協定を尊重するといっても、協定を尊重するといっても、協定であり、条例は上位関係から言えば上になるので、そうなら加いたではある。とだと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、まちづくり基本条例は、最高規範と位置づけているが、自立計画ではまちづくり基本条例は、自立計画を推進する一の手段と位置づけられているが、どう解釈したらよいのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、本条例は、最高規範と言っているとおり、全体を推し進める市の政策決定の一番大きな条例であると思っている。自立計画と文と相互関係をもって進めればよく、条例の考え方を含めて自立計画を立てていると思っているとの

答弁を受けたところであります。

また、委員からは、要綱は目途としていっごろまで作成するのかとの質疑がなされ、 企画調整課長からは、早急に来年度中に作成したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第20号 長井市国民保護協議 会条例の設定について申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関し、広く市長の意見 を求め、当該措置に関する施策を総合的に 推進するため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長より、平成16年に武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体および財産を守るための国民保護法の成立を受け、市町村で国民保護計画の策定と、諮問機関の国民保護協議会の設置が必要なことから、協議会の組織及び運営について条例で定めるものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、協議会の委員の構成が定められているが、こちらから特定の個人に依頼することはできるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、特定地方行政機関の職員と指定公共機関、指定地方公共機関については、それぞれの長にお願いしたいと考えている。自衛隊職員については、県の危機管理室を通して推薦いただき要請したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、協議会は諮問を受けて何をするのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市でモデル計画素案に基づき作成した長井市の国民保護計画案を、協議会で十分審議をいただき、市に答申していただくことになると答弁を受けたところであ

ります。

また、委員からは、協議会の委員はほとんど指定されており、モデルによってつくられた計画であるため、追認するだけで審議しても新たなものは出てこないのではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、基本的には長井市民の生命、財産を守るという国民保護計画であるので、基本姿勢から逸脱した内容であれば指摘等があると思っている。この計画については、特に独自性を発揮する必要はないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、広く市民から意見を 求めるとあるが、どういう方法で意見を求 めるかとの質疑がなされ、総務課長からは、 国民保護協議会を設立し、審議をいただく ことも大きな意味があると思っている。 国・県が作成したパンフレットによる周知 やホームページでの意見公募等による方法 もあると思っているとの答弁を受けたとこ ろであります。

さらに、委員からは、協議会の委員に長井市民が少なく、市民の意見を反映させるにはアンケート調査等を行うなど、もっと具体的な措置が必要と思うがとの質疑がなされ、総務課長からは、国民保護の知識・経験を有する方として、現段階では、地区長連合会長と消防団長にお願いしたいと考えているが、広く市民の方のご意見を聴取するには、学識経験者をふやして検討していただくこともあると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この計画には市民の 財産や権利、自由等制限されているが、こ れに従わなかった場合はどうなるのかとの 質疑がなされ、総務課長からは、個人の基 本的人権を尊重しての措置が行われていく と思っており、強制することはないと考え

-158-

ているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、この計画は、 国で示したモデルを単に市町村に置きかえ たものであり、委員の構成も最初からその 道のプロが構成メンバーとなっており、全 く長井市独自のものが生まれない、追認す るだけの組織になっている。今年度予算に 報酬として10万2,000円が措置されているが、 現在進めている行財政改革の趣旨からも疑 問が残る。さらに、市民の個々人の権利や 憲法で保障されている基本的人権を、国民 の保護という名のもと、縛りをかけるやり 方については極めて問題があり到底納得で きないので、本案には反対であるとの意見 が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第21号 長井市特定非営利活 動法人に対する市民税課税免除条例の設定 について申し上げます。

本案は、特定非営利活動法人の設立を支援し、活動基盤の早期確立を図るための税制面での優遇措置を定めるため提案されたものであります。

審査に当たり、税務課長からは、収益事業を行っていない特定非営利法人については、法人市民税の均等割の課税免除をしているが、収益事業を行っているNPO法人(特定非営利活動法人)の団体も設立の日以後3年以内、収益事業が赤字の場合に限り課税を免除することができるよう条例化するものであり、既に設立されている団体についても経過措置を設け、条例施行後3年以内適用するよう定めるものである。ほとんどの団体が3月31日を決算期日としているため、施行日を18年3月31日と設定したとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この免除が3

年間適用されると免除額は幾らになるのか、との質疑がなされ、税務課長からは、従業員規模等にもよるが、長井市に設立されているNPO団体の均等割の税率は年間5万円となるので、免除額は1団体15万円になると答弁を受けたところであります。

また、委員からは、行政上の措置として、 条例化する場合は政策期限を定めるのが普 通であるが、今回は、未来永劫続けていく という前提で設定されたのかとの質疑がな され、税務課長からは、第四次基本構想の 中で、市民との協働のまちづくりをうたっ ており、NPO団体の活動が必要であると いう方針で行政運営をしていく限りは継続 すべきであると思っている。免除条例を見 ると、ほとんどの県が優遇措置を行ってお り、全国的な流れであり、今後もこうした 団体の免除は続くのではないかと感じてい るとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第22号 長井市個人情報保護 条例の一部を改正する条例の制定について 申し上げます。

本案は、本市の公の施設が、指定管理者制度を導入する際の個人情報の取り扱いについての規定と、職員等による個人情報の取り扱い等に係る罰則規定を追加するため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、長井市でも指定管理者制度を導入することができるようになったことから、本指定管理者も個人情報保護条例の対象とするとともに、個人情報にかかわる罰則規定を条例で定めるものである。罰則規定を設けるため3カ月間の周知期間を設け、平成18年7月1日から施行したいと考えている。

罰則規定については、実施機関の職員、

-159-

もしくは職員であった者や受託業務従事者、 指定管理業務従事者等が、正当な理由がな いのに個人の秘密に属する事項が記録され た個人情報ファイルを提供したときは、2 年以下の懲役または100万円以下の罰金とし、 個人の秘密に属する事項が記録された保有 個人情報を自己もしくは第三者の不正な利 益を図る目的で提供し、または盗用したと きは、1年以下の懲役または50万円以下の 罰金を科すものである。また、実施機関の 職員が職権を乱用して、もっぱらその職務 の用以外の用に供する目的で、個人の秘密 に属する事項が記録された文書、図画また は電磁的記録を収集したときも、1年以上 の懲役または50万円以下の罰金を科するも のである。偽りその他の不正な手段により 保有情報の開示を受けたときも5万円以下 の過料と定めるものである。罰則規定、そ の他この改正については、長井市情報公 開・個人情報保護審査会の了承を得ており、 罰則規定についても山形地方検察庁と協議 を行い、妥当であるとの回答をいただいて いるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、個人所有のパソコンの使用により、個人情報の流出が発生し問題となっているが、当市では、個人所有のパソコン使用の調査を行ったことはあるのか、との質疑がなされ、総務を担している。ので、実態を把握していると思っている。個人使用のパソコンは基本的には職場に設置し使用すべきと考えているが、方外に持ち出す場合には、それなりの手続を踏むよう指導を行い、個人情報が漏れることのないよう、今後もセキュリティー対策には万全を期していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第23号 長井市議会の議員そ の他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例の制定につい て申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の成立により、 地方公務員災害補償法の一部が改正された ことに伴い、所要の改正を行うため提案さ れたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、障害者 自立支援法が昨年の11月7日に公布施行さ れ、身体障害者福祉法第30条に規定する施 設が障害者支援施設に移行することに伴い、 条文の改正を行うものであるとの説明を受 けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第24号 長井市一般職の職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について申し上げます。

本案は、国・県の給与構造の抜本的な改革に準拠し、給料表の水準を4.8%引き下げるとともに、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与構造に転換するなど所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、本案は、 人事院の給与構造改革に準拠し給料表を改正するものであり、現行の年功的な給与制度を改め、若手の係員層の引き下げは行わず、中高年層を7%引き下げ、昇給カーブの見直しを行うとともに、昇給を年4回から1回とし、現行の8級制から6級制の一職一級とし、現行1号給を4分割し、きめ細かい勤務成績を給与に反映させるよう改正するものである。

また、高齢層にも勤務実績を給与に反映させるため、55歳昇給停止制度を廃止し、

-160-

 \perp

55歳以上の昇給幅を通常の半分程度に抑制 し2号給とし、枠外昇給制度を廃止するも のであるとの説明を受けたところでありま す。

質疑に入り、委員からは、給料表は複雑であるため、給与を受ける方が理解できないようでは困るので、職員への説明会などは考えていないのか。現行の給与水準は今後どうなるのか、との質疑がなされ、総員に詳しく説明することにして、県内となったので、別では多いの中身では多い。とのでは多いのではないのか。現行の治与水準にして、といるというないない。というないのではない。というないのではない。というというない。というというない。というというない。

また、委員からは、勤務実績を判断する 評価基準が問題となってくると思うので、 人事評価制度のようなものを早急につくる 考えはないのかとの質疑がなされ、総務課 長からは、現在、正式な勤務実績を測定す る基準はないので、人材育成計画の中で、 現在、目標管理をもとにした人事評価制度 の立ち上げを検討しているので、職員組合 と協議しながら早急に制度導入を図り、長 井市の給与水準を上げることも必要と考え ているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第25号 長井市特別職に属す る者の旅費及び費用弁償に関する条例及び 長井市職員等の旅費に関する条例の一部を 改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、職員等の旅費の特例に関する条例が平成18年3月31日に失効することに伴い、平成18年4月1日から特別職及び一般

職の日当、車賃、宿泊料等の額及び支給区 分を改正するため提案されたものでありま す。

審査に当たり、総務課長からは、現在特例措置で支給している日当を距離別に改め、往復の距離が60キロメートル未満については日当なしとし、60キロメートルから150キロメートル未満は、半日当の1,000円、150キロメートル以上は2,000円に改めるとともに、一般職、特別職の日当と宿泊料を一律、日当2,000円、宿泊料1万1,000円に改正を行うものであります。

また、自家用車を使用した場合の車賃も、 キロ37円からキロ25円に改めるとの説明を 受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、ガソリンが高騰しているのにどうして車賃が引き下げられたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、県内で積算しているところを参考に燃費や車の損料、オイル代等を計算し、1キロメートル当たり25円と定めたものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第31号 長井市職員の特殊勤 務手当支給に関する条例を廃止する条例の 設定について申し上げます。

本案は、長井市職員の特殊勤務手当支給の特例に関する条例の規定に基づき、平成9年4月1日から平成18年3月31日まで支給を凍結していた特殊勤務手当を平成18年4月1日から全廃するため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、社会経済情勢や業務形態、執務環境の変化等を勘案し、16の特殊勤務手当をことし4月1日から廃止するものであり、影響額は、平成8年度決算ベースで、一般会計は約120万円、

-1 6 1-

病院会計は、推計であるが110万円、水道事業会計は93万円になるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、県内で特殊勤務手当を全廃している自治体はあるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、県内の市の中で全廃するのは長井市が初めてであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市低開発地域工 業開発地区固定資産税免除条例を廃止する 条例について申し上げます。

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、低開発地域工業開発地区おける工業用機械等の特別償却の規定の適用が除外されために提案されたものであります。

審査に当たり、税務課長からは、本制度は国で設けた制度であるが、平成14年度に当該制度が廃止され、経過措置的に免除対象となっていた設備も、平成17年9月14日で3年間の課税免除期間が終了することから、本条例を廃止するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で、総務・文教常任委員会に付託に なりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終 結いたします。

それでは、日程第1、議案第18号 運動 公園整備事業用地の取得について及び、日 程第2、議案第19号 長井市まちづくり基 本条例の設定についての2件について、討 論の通告がありませんので、討論を終結し、 順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第18号 運動公園 整備事業用地の取得についての1件につい て、総務・文教委員長の報告は原案可決で あります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第19号 長井市まちづくり基本条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに 賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

〇大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第20号 長井市国 民保護協議会条例の設定についての1件に ついて、討論の通告がありますので、順次 発言を許可いたします。

初めに、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

〇16番 藤原民夫議員 私は、議案第20号 長井市国民保護協議会条例の設定について、 反対の討論を行うものであります。

この条例は、平成15年6月に成立した武力攻撃事態法に基づいて関連7法が制定されたことに基づくものであります。国民保護協議会条例は、自衛隊幹部なども参加する国民保護協議会を自治体に設置するための条例であります。

-1 6 2-

この国民保護法の大もとは、武力攻撃事態法でありますが、これはアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという、極めて危険な内容となっているのであります。

第1に、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっているのであります。

第2は、日本国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくったことであります。

第3に、外部からの万が一の不当な侵略 があった場合や、大震災や大規模災害のと きに、政府や地方自治体が国民の保護に当 たらなければならないことは、当然のこと であります。

しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであります。その違いの第1は、米軍と自衛隊の軍事行動を再優先するための国民動員計画なのであります。

第2の相違点は、アメリカの戦争に地方 自治体や公共機関、その労働者を動員する 計画だということであります。

第3の相違点は、こうした国民保護計画は、国民の自由と権利を侵害する計画になるということであります。

以上のように、国民保護計画は、災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちでありますが、地方自治体に課せられるのは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員するという計画づくりの中心となるものであります。

同時にまた、米軍支援法や特定公共施設

利用法は、長井市の平和都市宣言条例など、 地方自治体が築き上げてきた平和のための 施策や努力を根こそぎ奪うことをねらって おるのであります。

今回の有事法制は、日本をアメリカの言いなりに海外で戦争する国につくりかえること、これを目的とする現在の憲法 9条の改正策動と、機を一にしたもので、悲惨な戦争の体験を持つ日本国民として賛同することのできない内容であります。よって反対討論といたします。

○大沼 久議長 次に、議席番号17番、蒲生 吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

〇17番 蒲生吉夫議員 議案第20号 長井 市国民保護協議会条例の設定について、反 対の意見を申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態などにおける 国民の保護のための措置に関する法律第40 条第8項の規定に基づき、協議会を設定し ようと提案されているものでありますが、 本法を含め、さきに制定された有事関連7 法は、基本的に戦争を遂行する法律との認 識をしていますが、中でも武力攻撃事態な どにおける国民のための保護に関する法律 は、国民を保護するという耳ざわりのよい 名目ですが、基本的に日本国内において戦 うことを想定し、構成されております。

こんな民主主義の世の中に、日本の国土 で戦争などあろうはずがないと考える人も いるかもしれませんが、有事に対する準備 は着実に進められ、現行憲法の自衛隊を軍 隊との位置づけになれば、国外にも派兵が でき、準備完了ということになります。

本条例で提案されている協議会条例の設定は、民主主義の概念は存在しません。条例の提案理由に、「武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関し、広く

-163-

市民の意見を求め、当該措置に関する政策を総合的に推進するため」としていますが、法律第40条の市町村協議会の組織では、広く市民の意見を求めとは逆に、委員の選出方法を法律で定め、おおむね国・県・市町村職員で占め、いわゆる広く市民の意見を求めるなどという協議会組織には、ほど遠いと考えられます。

また、協議会の会長は、協議会を開催し 選出するのが民主主義のルールだと考えられますが、法律で会長は市町村長をもって 充てるとしています。こういったところを 見ただけでも、国民の保護ということにおいても、国防については、市町村に口は出させない、国のやることに従えとの強い意思を感じたところであります。

また、さきの私の一般質問に答えていま したが、長井市国民保護計画も、県などの マニュアルに沿って18年度中に策定される とのことでしたが、2月に報告された山形 県国民保護計画の訓練では、具体的な事態 を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成 など、既存のノウハウを活用するとともに、 消防、県警察、海上保安庁、自衛隊との連 携を図る。さらに、実際に人、物などを動 かす実動訓練、状況付与に基づいて、参加 者に意思決定を行わせる図上訓練など、実 際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実 施するとしていまして、要するに、毎年、 市町村で実施している防災訓練に合わせて、 自衛隊と連携して「国防の訓練」と啓蒙活 動をすることになりそうです。

広い意味で、日本の外交政策が現在の不 安定で緊迫した危機的状況をつくり出して いることの反省がなくして、ほころびを縫 うような国民保護計画はないと考えます。

そこで、最近読んだ物の中に書いてあっ たので紹介しますが、自治体の防災部門へ 自衛隊のOBの配備がふえている。2001年 が12人だったのが、2005年には76人になっ ている。国民保護法は、敵の攻撃に備えて 住民の避難、誘導計画、その訓練実施を自 治体に要求している。そこで、戦争の専門 家を自治体は必要としているのである。

さらに、国民保護法は、敵からの着上陸 攻撃、空襲、ミサイル攻撃、テロ攻撃を想 定して、その際に自衛隊が敵と戦うのに邪 魔になる住民をよそへ避難させることを目 的としているが、そのような古典的な攻撃 はあり得ないと政府自身が認めている。国 民保護法の本当の目的は、全国民を臨戦体 制に組み込んで、国家総動員体制を構築す ることにあるというように言っていますが、 まさにねらいはそこにあると考えられます。

以上申し上げ、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき提案されている 議案第20号 長井市国民保護協議会条例の 設定について反対の意見といたします。

○大沼 久議長 以上で、通告による討論が 終わりました。

これより採決いたします。

議案第20号の1件について、総務・文教 委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに 賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

〇大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第21号 長井市特定非営利活動法人に対する市民税課税免除条例の設定についてから、日程第10、議案第32号 長井市低開発地域工業開発地区固定資産税免除条例を廃止する条例の設定についてまでの以上7件について、討論の通

-164-

告がありませんので、討論を終結し、順次 採決いたします。

まず、日程第4、議案第21号 長井市特定非営利活動法人に対する市民税課税免除条例の設定についての1件について、総務・文教委員長報告は原案可決であります。 総務・文教委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第22号 長井市個 人情報保護条例の一部を改正する条例の制 定についての1件について、総務・文教委 員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第23号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおりに決する に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第24号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務・文教委員長 報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第25号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例及び長井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第31号 長井市職員の特殊勤務手当支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第32号 長井市低 開発地域工業開発地区固定資産税免除条例 を廃止する条例の設定についての1件につ いて、総務・文教委員長の報告は原案可決 であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

-165-

よって、議案第32号は、総務・文教委員 長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審 査報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございます。

平成18年第1回市議会定例会において、 厚生常任委員会に付託になりました議案4 件について、審査をいたしました経過と結 果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月 13日に開催し、委員全員出席のもと、当局 関係者の出席を求め審査をいたしておりま す。

それでは、議案第27号 長井市医療給付 事業に関する条例の一部を改正する条例の 制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付 規程の改正により、所要の改正を行うため 提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、障害者自立支援法の施行により障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱が改正され、平成18年4月から知的障害者施設入所者の医療費の国による公費負担がなくなる。このため、山形県医療給付事業補助金交付規程が改正され、これまで医療給付事業で対象から除外されていた知的障害者施設入所者で重度心身障害(児)者医療、母子家庭等医療に該当する者を医療給付事業の対象とするとの説明

を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、山形県医療給 付事業補助金交付規程の改正によって、長 井市では今回だけでなく6月の定例会にお いても、この条例を改正するとのことだが、 なぜ分けて改正するのかとの質疑がなされ、 市民課長からは、県の規程は3月17日以降 に改正されるが、主要な内容は7月からの 施行であり、県による説明会では、まだ全 体的な条例改正に資する内容の説明はなか ったので、6月定例会での条例改正を考え ている。ただし、知的障害者施設入所者に 係るものについては、国の方で4月1日施 行としており、6月定例会での条例改正と すると不利益を被る方が出る可能性がある ため、その部分だけは今回改正するとの答 弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の改正により、 県と市町村が費用負担をすることになるが、 それぞれどのくらいの負担になるのかとの 質疑がなされ、市民課長からは、県の費用 負担がどのくらいになるのかは掌握してい ない。長井市では、知的障害者施設入所者 が42名おり、平成16年度決算ベースで知的 障害者措置医療給付費が451万4,164円であ る。この額のうち、国民健康保険対象者20 名分の自己負担分3割が市の負担となると 見込まれるとの答弁を受けたところであり ます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第28号 長井市介護保険条例 の一部を改正する条例の制定について申し 上げます。

本案は、介護保険料の改定及び介護保険 法の一部改正に伴い、所要の改正を行うた め提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、平成

-166-

.